



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

- 条例 3
 - 大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例（保険医療課） 3
- 規則 4
 - 大和高田市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（営繕住宅課） 4
- 訓令 7
 - 大和高田市放射線障害予防規程の一部を改正する訓令（病院管理課） 7
 - 令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（人事課） 7
- 告示 8
 - 放置自転車等の移動、保管（生活安全課） 8
 - 指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出（介護保険課） 9
 - 大和高田市総合公園施設に係る指定管理者の指定（都市計画課） 10
 - 農業委員会の招集（産業振興課） 11
 - 7月市議会臨時会の招集（財政課） 11
 - 公示送達（保険医療課） 11
 - 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） 12
 - 大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱（企画創生課） 12
 - 公示送達（税務課） 13
 - 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）等の公表（財政課） 14
- 公告 16
 - 令和2年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施に関する公告（病院総務課） 16
 - 大和高田市議会議場等システム機器購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 19
 - 令和2年度プリンタ等リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 22
 - 大和高田市役所現庁舎解体工事に伴うアスベスト等分析調査業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 24
 - 材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 27
 - 奥田他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 30
 - 農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課） 32
 - 桜橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 33
 - 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 1）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 35
 - 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 2）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 38
- 選挙管理委員会 40
 - 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） 40
- 農業委員会 41

○農業委員会8月定例委員会の招集(農業委員会)	41
公営企業	41
○大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程	41
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	42
○給配水管漏水調査業務に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	42
○給配水管移設工事(T01)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	45

公布された条例のあらまし

◇大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例

1 理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、当該感染症の感染が疑われる者に対してPCR検査等を実施するため、臨時に診療所を開設することができるよう規定の整備を行うものです。

2 内容

1 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置できることとします。(附則第3項関係)

2 臨時に設置する診療所の分院の名称及び位置を次のとおり定めます。(附則第4項関係)

名称	位置
大和高田市発熱者検査センター	大和高田市大字池田457番地1

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第28号

大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険天満診療所条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中「40番地の1」を「40番地1」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(臨時の診療所の分院の設置)

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。

4 前項の診療所の分院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大和高田市発熱者検査センター	大和高田市大字池田457番地1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第32号

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市営住宅施行規則(平成9年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 連帯保証人の保証に係る極度額は、入居時(第6条又は第9条の規定により承認を受けようとする場合にあつては、当該承認時)の家賃の12月分に相当する額とする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第5条、第6条及び第9条関係)

(表)

収入
印紙

請 書

大和高田市 市営住宅 団地 号

年 月 日付け 第 号で上記の住宅の入居承認を受けましたが、その使用については市営住宅入居承認書記載の条件はもとより、公営住宅法及び同施行令並びに大和高田市市営住宅条例及び同施行規則の規定を遵守するとともに、裏面誓約書を提出します。万一違反したときは、市から明渡し請求又は損害賠償請求があれば、異議なく、直ちに住宅を明け渡し、又は損害を賠償します。

なお、連帯保証人は、入居者と連帯して、家賃その他債務についてその義務を引き受けます。

年 月 日

大和高田市長 宛

入居者	フリガナ氏名	実印	年 月 日生
	住所		電話番号
連帯保証人	フリガナ氏名	実印	年 月 日生
	住所		電話番号
	入居者との関係		
	極度額	円	

(添付書類)

- (1) 入居者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）
- (2) 連帯保証人の所得に関する証明書及び市町村税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(注意) 提出に当たっては、裏面をよく読んでください。

(裏)

誓約書

市営住宅入居に際して、次の事項を遵守することをお約束します。

(各項目を確認後、□にチェック✓をしてください。)

- 1 家賃を毎月月末(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 毎年度、別に定められる期日までに、収入を申告します。
- 3 次の場合は、市長の承認を受けます。
- (1) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
 - (2) 入居者が死亡し、又は退去(離婚、婚姻に限る。)した場合において、同居していた親族が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しなければならないとき。
 - (4) 当該市営住宅の模様替え等をしようとするとき。
- 4 次の場合は、市長に届け出ます。
- (1) 同居者に異動が生じたとき。
 - (2) 連帯保証人の住所又は氏名に異動が生じたとき。
 - (3) 当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (4) 当該市営住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 次の事由に該当し、明渡しの請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡します。
- (1) 大和高田市営住宅条例第29条第2項の規定により、市長から高額所得者と認定されたとき。
 - (2) 不正の行為により入居したとき。
 - (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (4) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (5) 正当な事由によらないで15日以上当該市営住宅を使用しないとき。
 - (6) 次の保管義務等に違反したとき。
 - ア 同居及び承継について承認を受けること。
 - イ 市営住宅又は共同施設の正常な状態を維持すること。
 - ウ 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - エ 長期不使用(15日以上)の届出をすること。
 - オ 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者へ譲渡しないこと。
 - カ 用途一部併用、模様替え又は増築の承認を受けること。
 - (7) 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
- 6 次に掲げる各費用の負担については、各支払期に責任をもってその支払をします。
- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
 - (3) 軽微な修繕及び市が指定する部分の修繕費用
 - (4) 入居者の責に帰すべき事由による原形復旧の賠償費用

署名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**訓令第15号**

大和高田市立病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

大和高田市立病院放射線障害予防規程（令和元年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「放射線安全委員会規程に」を「別に」に改める。

第6条第5項中「放射線取扱主任者規程に」を「別に」に改める。

第7条第3項中「施設の管理に関する規程に」を「別に」に改める。

第8条第2項中「施設の管理に関する規程によるものとする」を「別に定める」に改める。

第10条中「施設の管理に関する規程に」を「別に」に改める。

第11条中「放射化物の管理に関する規程に」を「別に」に改める。

第12条中「放射線量及び個人被ばく線量の測定に関する規程により」を「別に定めるところにより」に改める。

第13条中「放射線発生装置の安全取り扱いに関する教育訓練規程に」を「別に」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第16号

令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年7月16日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市職員出退勤管理システム導入等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要項及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- （2） プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- （3） 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- （4） 受託候補者の決定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 企画政策部長
 - (2) 財務部長
 - (3) 財産管理課長
 - (4) 法務情報課長
- 4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。
(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。
(中立の保持)

第6条 委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。
(守秘義務)

第7条 委員長及び委員並びに第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部人事課において処理する。
(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第111号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年6月3日			1							
令和2年6月9日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年6月10日	大和高田市西三倉堂1丁目地内		1
令和2年6月12日	大和高田市池田地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 介護保険事業所番号

2970200826

- 2 事業者の名称
株式会社 正成
- 3 事業所の名称及び所在地
デイサービスほほえみ
大和高田市市場264番地1
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 廃止年月日
令和2年6月30日

告示第113号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第2条第1項の規定により、次の公の施設の指定管理者の公募を行いますので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 管理を行う公の施設の名称及び所在地
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合公園施設
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字西坊城414番地
- 2 施設の概要
 - (1) 設置目的
市民の休息、心身の健全な発達及びスポーツの振興を図るため。
 - (2) 建物等概要
 - ア テニスコート（6面）
 - イ 多目的グラウンド（約12,300㎡）
 - ウ プール棟（平成6年12月25日竣工。屋内プール、多目的室、フィットネスルーム。通称名「コミュニティプール」）
 - ・鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建て
 - ・建築面積（1,945㎡）、延床面積（2,480㎡）
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）第14条に規定する業務
- 4 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
- 5 申請の方法
指定の申請は、指定申請書（大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第26号）様式第1号）を郵送（書留郵送）による提出とします。
- 6 指定申請書の受付等
 - (1) 受付期間
令和2年8月3日（月）から令和2年8月7日（金）
 - (2) 提出方法
 - (3) の送付先へ郵送（書留郵便）による提出
 - (3) 送付先

大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
電話： 0745-22-1101 (内線689)
FAX： 0745-23-5611
E-mail： tokei@city.yamatotakada.nara.jp

告示第114号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により大和高田市農業委員会の会議を招集するので、次のとおり告示します。

令和2年7月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 日時

令和2年7月20日(月曜日) 午前10時

2 場所

大和高田市役所 4階 合同委員会室

3 議案

第1号 役員選出について

第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第3号 その他

告示第115号

令和2年7月27日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和2年7月13日

大和高田市長 堀内 大造

記

議第54号 令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)

議第55号 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算
(第1号)

議第56号 大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部改正について

告示第116号

令和2年度国民健康保険税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和2年7月9日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第117号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和2年7月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年10月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年4月1日から令和2年4月30日までの間

告示第119号

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大による経済的影響に鑑み、国の令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として市から給付される給付金の基準日以降に出生した新生児のいる世帯の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成に資するため、新生児定額給付金(以下「給付金」という。)を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付対象者となる新生児(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した者であって、出生により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されたもの

(2) 申請日において、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者に準ずる者であると市長が認める場合は、その者を給付対象者とすることができる。

(受給資格者)

第3条 給付金の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれ

かに該当する者とし、給付金の申請及び受給の手続は当該受給資格者が行うものとする。

(1) 給付対象者を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該給付対象者に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。)。ただし、申請日において、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(2) 前号に準ずる者であると市長が認める者

2 前項の場合において、同一世帯に受給資格者が複数人いる場合は、市が当該受給資格者のうち1人からの申請を受理した時点で、残りの受給資格者は、受給資格を喪失したものとする。

(給付額)

第4条 給付金の額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請の手続及び期間)

第5条 給付金の申請及び市による給付は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者となり得る者全てが金融機関に口座を開設していない等真にやむを得ない場合に限る。

(1) 郵送申請方式 申請者が、申請書を郵送により市に提出し、市が当該申請者から通知された金融機関の口座に給付金を振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が、申請書を市の窓口へ提出し、市が当該申請者から通知された金融機関の口座に給付金を振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が、申請書を郵便により、又は市の窓口において提出し、市が窓口で給付金を現金で交付することにより支給する方式

2 申請者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書等の写し及び振込口座の通帳等の写し等市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(申請期間)

第6条 給付金の申請期間は、令和2年7月21日から令和3年2月1日までとする。

(給付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を確認した上で給付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による給付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項に規定する受給資格者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により給付金の給付決定又は給付を受けたとき。

(3) その他給付決定を取り消し、又は交付した給付金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の給付決定を取り消したときは、その旨を給付決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により給付金の給付決定を取り消した場合において、既に給付金が給付されているときは、給付決定者に対し、期限を定めて当該給付金の返還を求めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第120号

令和2年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規

定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年7月21日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和2年6月10日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和2年6月30日

変更後 令和2年8月31日

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第121号

令和2年7月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年7月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

2 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,029,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		11,560,228	373,116	11,933,344
	2. 国庫補助金	7,278,803	373,116	7,651,919
16. 県支出金		1,628,685	170,782	1,799,467

	2. 県補助金	318,033	170,782	488,815
19. 繰入金		863,098	15,346	878,444
	1. 基金繰入金	863,098	15,346	878,444
補正されなかった科目に係る額		21,418,245	0	21,418,245
歳 入 合 計		35,470,256	559,244	36,029,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		11,779,201	15,346	11,794,547
	1. 総務管理費	11,234,008	15,346	11,249,354
3. 民生費		11,558,559	140,291	11,698,850
	2. 児童福祉費	3,343,509	140,291	3,483,800
4. 衛生費		3,064,687	387,584	3,452,271
	1. 保健衛生費	1,264,632	387,584	1,652,216
10. 教育費		2,968,798	16,023	2,984,821
	1. 教育総務費	527,848	14,786	542,634
	4. 高等学校費	386,459	1,237	387,696
補正されなかった科目に係る額		6,099,011	0	6,099,011
歳 出 合 計		35,470,256	559,244	36,029,500

令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		104,920	9,000	113,920
	3. 分院外来収入	0	9,000	9,000
4. 繰入金		8,721	10,000	18,721
	3. 一般会計繰入金	227	10,000	10,227
6. 諸収入		21	1,000	1,021
	2. 雑入	20	1,000	1,020
補正されなかった科目に係る額		11,038	0	11,038
歳入合計		124,700	20,000	144,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		62,291	14,650	76,941
	1. 施設管理費	62,052	14,650	76,702
2. 医業費		61,894	5,350	67,244
	1. 医業費	61,894	5,350	67,244
補正されなかった科目に係る額		515	0	515
歳出合計		124,700	20,000	144,700

公 告

公告第43号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和2年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和2年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	19名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
助産師	1名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
薬剤師	3名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床工学技士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
作業療法士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「作業療法士法」による作業療法士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
理学療法士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「理学療法士法」による理学療法士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
言語聴覚士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「言語聴覚士法」による言語聴覚士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床検査技師	2名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和2年8月22日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和2年8月3日（月）から令和2年8月14日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

（注）郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業（見込み） 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 助産師 薬剤師 臨床工学技士 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 臨床検査技師	◎	◎	△	△	○	◎

（注1）写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

（注2）返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

（注3）免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和3年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充

することが必要である場合に限り採用します。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和3年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

初任給	看護師	・月額220,700円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額215,200円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	助産師	・月額226,300円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額220,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	薬剤師	・月額213,500円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額200,900円（大学（4年）卒業程度で採用前に職歴がない場合）
初任給	臨床工学技士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	作業療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	理学療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	言語聴覚士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	臨床検査技師	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）

- (1) 給料月額は、令和2年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

公告第44号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

します。

令和2年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市議会議場等システム機器購入
2 納入場所	大和高田市新庁舎内（大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	契約期間：契約締結日から令和3年7月31日まで 納入期限：令和3年6月30日 ※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 地方公共団体において、同種システム（議会議場等システムに限る。）を元請けで納入又は構築実績を有する者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の(6)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月7日（火）から令和2年7月16日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1</p>

	大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年7月27日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月29日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月30日（木）午後4時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 本契約の成立	(1) 契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしてします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは当該仮契約を解除します。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第45号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和2年度プリンタ等リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中100番地1
3 契約期間	納入期限 : 令和2年9月11日 リース期間 : 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで 保守期間 : 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器」のうち「OA機器、ソフト」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月7日（火）から令和2年7月16日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	<p>令和2年7月27日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月29日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月30日（木）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市役所現庁舎解体工事に伴うアスベスト等分析調査業務
2 履行場所	大和高田市役所 大和高田市大字大中100番地1
3 契約期間	契約締結日から令和2年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（検査・分析・調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 元請けで官公庁発注のアスベスト等分析調査の履行実績を有する者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（6）の要件を満たすことを証するもの（該当調査業務等に係る契約書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月14日（火）から令和2年7月27日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月3日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月4日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月6日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月7日（金）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に</p>

	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第47号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	材木町他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市 材木町他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発

	<p>注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月16日（木）から令和2年7月22日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年7月16日（木）から令和2年7月28日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、</p>

<p>書)についての質疑応答</p>	<p>次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月31日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月3日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月5日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月6日（木）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>16 契約保証金</p>	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
<p>17 最低制限比較価格</p>	<p>¥1,780,000-（消費税等抜き）</p>
<p>18 前金払</p>	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>

19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

公告第48号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	奥田他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市 奥田他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を

	<p>(1) の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月16日（木）から令和2年7月22日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年7月16日（木）から令和2年7月28日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月31日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月3日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和2年8月5日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月6日（木）午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 7 最低制限比較価格	¥1,450,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第49号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月15日

大和高田市長 堀内 大造

公告第50号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	桜橋橋梁補修工事
2 工事場所	大和高田市 大中他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月27日（月）から令和2年7月31日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年7月27日（月）から令和2年8月4日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月19日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月20日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月24日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額</p>

	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年8月25日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥20,500,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第51号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（No.1）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 業務内容	橋梁定期点検（15橋） ※入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係

	<p>建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成27年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月3日（月）から令和2年8月12日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書</p>

	を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月24日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月25日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月27日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月28日（金）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較	<p>¥5,530,000-（消費税等抜き）</p>

価格	
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第52号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 2）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 業務内容	橋梁定期点検（10橋） ※入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。 (2) 平成27年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。 (3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。

	<p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成27年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月3日（月）から令和2年8月12日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月24日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月25日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月27日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年8月28日（金）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの入札
1 4 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 最低制限比較価格	¥4,600,000-（消費税等抜き）
1 7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年7月31日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時
 令和2年8月7日（金） 午前9時00分
- 2 場所
 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案
 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
 第2号 在外選挙人名簿の抹消について
 第3号 その他

農業委員会**農業委員会告示第8号**

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年7月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和2年8月7日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所4階 合同委員会室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項についての申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

公営企業**企業管理規程第4号**

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和42年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、検針係」を削り、同条第2号中「管理・給水係」を「管理・給水グループ」に改める。

第3条総務料金係の項中

「（23） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（23） 使用水量の点検及び調定に関すること。

（24） 量水器台帳の整備に関すること。

（25） 開栓、閉栓、名義変更及びこれに伴う水道料金等の精算に関すること。

（26） 量水器の取替え、点検及び検査に関すること。」に改め、同

条検針係の項を削る。

第4条公務係の項中「他の係」を「他のグループ」に改め、同条管理・給水係の項中「管理・給水係」を「管理・給水グループ」に改める。

第4条の3中「、検針係、管理・給水係」を「、管理・給水グループ」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第8号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年8月3日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 植木工業	植木 勝一	奈良県生駒市俵口町687番地

上下水道事業公告第13号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月21日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	給配水管漏水調査業務
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （5）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（検査・分析・調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿（測量・コンサルタント等）の漏水調査に登録している者であること。 （6）過去5年度（平成27年4月1日以降）において、市町村（特別区を含む。）の上水道事業での給配水管漏水調査業務を元請けで1件あたり1千万円以上の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、

	<p>期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。ダウンロードする場合は「一般競争入札参加資格確認申請書（業務）」を使用してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5（4）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5（6）の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月22日（水）から令和2年8月4日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3営業日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年7月22日（水）から令和2年8月4日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月21日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課</p>

	<p>FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月26日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月27日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月28日（金）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥6,250,000-（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第14号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月31日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	給配水管移設工事(T01)
2 工事場所	大和高田市 松塚 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年10月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から完成検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）</p>

	<p>とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月3日（月）から令和2年8月13日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 郵送の場合、令和2年8月12日（水）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年8月3日（月）から令和2年8月13日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月21日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月26日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年8月27日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	<p>留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年8月28日(金) 午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥1,640,000- (消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>